

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| ○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課) | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 (8件) (治山林道課) | 1 |
| ○保安林の解除予定の通知 (2件) () | 2 |
| ○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課) | 3 |
| ○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止) の一部改正 () | 3 |
| ○廃川敷地等が生じた件 (河川課) | 3 |
| ○土砂災害特別警戒区域の一部の指定の解除 (防災砂防課) | 3 |
| ○道路の供用開始 (道路課) | 3 |
| ◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任) の一部改正 (建築指導課) | 3 |
| 公 告 | |
| ○土砂災害特別警戒区域における特定開発行為に関する対策工事等の完了 (防災砂防課) | 3 |
| 正 誤 | |
| ◎正誤 (平29・7・18付け 規則ほか) | 4 |

告 示

高知県告示第776号
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成29年12月15日
高知県知事 尾崎 正直
患者

| 発生頭数 | 発生場所又は区域 | 発生年月日 | 処 分 |
|------|----------|------------|-----|
| 1頭 | 高知市 | 平成29年12月5日 | 殺処分 |

高知県告示第777号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。
平成29年12月15日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町笹字チエアキ1113の1、字タイナロ1689の2
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字チエアキ1113の1・字タイナロ1689の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第778号**
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成29年12月15日
高知県知事 尾崎 正直
- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町安野々字イノタニ8、10、12、字西ヤシキ13の1、13の2、字ヲカ165の1、166、168
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字イノタニ12・字西ヤシキ13の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第779号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成29年12月15日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町安野々字中畝66の2、字西サコ292
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中畝66の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第780号**
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成29年12月15日
高知県知事 尾崎 正直
- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字シシアソビ1917の4、1918の4
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シシアソビ1917の4・1918の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

| | | |
|---|--|---|
| <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第781号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年12月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ1730の10</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カライケ1730の10（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第782号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年12月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡禰原町川口5603の1</p> <p>2 指定の目的</p> | <p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 川口5603の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第783号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年12月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡津野町北川字上シダヲ8248の2、8260の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字上シダヲ8248の2・8260の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第784号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の</p> | <p>規定により告示する。</p> <p>平成29年12月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町鳥手字中ダバ48、49、字ハサコ314の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中ダバ48、49、字ハサコ314の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第785号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年12月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 土佐清水市有永字扇山1035の20、1035の22、1035の24、1035の25</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>高知県告示第786号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年12月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 土佐清水市有永字扇山1035の23、1035の26</p> <p>2 保安林として指定された目的</p> |
|---|--|---|

土砂の流出の防備
3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第787号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区
小型合併漁業のうちサンゴ採取業以外のものであって土佐清水市下川口の区域の者が行う漁業

高知県告示第788号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

表野根加入区の項中「小型定置漁業及び」を削る。

高知県告示第789号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 河川の名称

一級河川仁淀川水系 2 支天神ヶ谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年12月15日

3 廃川敷地等の位置

右岸 吾川郡いの町枝川字椋2284番1地先から2284番5地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 45.54平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により

なお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第790号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項

の規定に基づき平成25年2月15日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第8項の規定に基づき当該区域の一部の指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 箇所番号

I-1324

2 区域の名称

横浜新町・東(2)

3 区域の所在地

高知市横浜南町、横浜西町、横浜新町四丁目、横浜新町五丁目及び瀬戸西町一丁目（別紙図面のとおりに）

4 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

5 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する区域

高知市横浜南町の一部の区域（別紙図面のとおりに）

6 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する事由

法第18条第2項に規定する特定開発行為に関する対策工事等の検査済証の交付

高知県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年12月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 窪川船戸

3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|--------------|-------------|
| 高岡郡津野町桑ケ市字下モ沢1238番2から 高岡郡津野町桑ケ市字下モ沢1241番1まで | 104 | 平成29年12月15日 |

高知県告示第792号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第413号（指定構造計算適合性判定機関

への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部を次のように改正し、平成29年12月28日から施行する。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

3(13)中「朝日生命ビル5階」を「朝日生命高松ビル5階」に改め、3中(18)を削り、(19)を(18)とし、(20)を(19)とする。

公 告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告する。

平成29年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

I-1324 横浜新町・東(2)

2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

高知市愛宕町二丁目20-12 株式会社四国不動産 代表取締役 片岡 和男

3 特定開発行為に関する対策工事等の検査済証の交付年月日

平成29年10月25日

正 誤

| 公報日付 | 公報番号 | 種類 | ページ | 欄 (行) | 正 | 誤 |
|----------|------|-----|-----|-----------|----------------|----------------------|
| 平29・7・18 | 9954 | ◎規則 | 2 | 左 (11) | <u>の規定に基づく</u> | <u>に規定する</u> |
| | | | 2 | 左 (16) | <u>の規定に基づく</u> | <u>に規定する</u> |
| 平29・9・8 | 号外29 | ◎規則 | 15 | 左 (36) | ┌ | 、同表の11の(2)の表13の項を削り、 |